

川崎港コンテナターミナル関連施設 指定管理者申請要領

令和 4 年 9 月

川崎市港湾局川崎港管理センター港営課

目次

はじめに.....	- 1 -
1 対象施設の概要	- 2 -
2 指定管理者が行う業務.....	- 3 -
3 指定予定期間.....	- 3 -
4 指定管理者の収支等	- 3 -
5 市への納付金.....	- 5 -
6 申請資格.....	- 6 -
7 申請の手続き	- 7 -
8 申請のための提出書類.....	- 8 -
9 選定.....	- 10 -
10 モニタリング及び評価	- 12 -
11 指定管理業務に係る協定の締結	- 13 -
12 市と指定管理者のリスク分担に関すること	- 13 -
13 指定管理開始に係る準備	- 14 -
14 指定管理者の継続が困難になった場合の措置	- 14 -
15 業務の委託（業務の一括委託の禁止）	- 14 -
16 事業所税等	- 14 -
17 留意事項.....	- 14 -
18 問合せ先（事務局）	- 16 -

様式

様式 1 川崎港コンテナターミナル関連施設指定管理申請書

様式 2 法人等の概要書

様式 3 川崎港コンテナターミナル関連施設事業計画書

※「川崎港コンテナターミナル関連施設事業計画書について」を参照してください。

様式 4 川崎港コンテナターミナル関連施設収支計画書

様式 5 指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報の外部提供
同意書

様式 6 誓約書

様式 7 コンプライアンス（法令遵守）に関する申告書

様式 8 質問書

はじめに

本市は、平成 26 年 4 月から川崎港コンテナターミナル（以下「ターミナル」という。）に指定管理者制度を導入し、現在、横浜川崎国際港湾・川崎臨港倉庫埠頭共同事業体が指定管理者として管理運営を行っています。

指定管理者制度の導入以前、ターミナルは川崎市の直営でしたが、平成 23 年 4 月に港湾運営会社制度が創設されたことから、本市は同制度の活用による民営化を検討し、平成 25 年 1 月に基本方針、同年 6 月に実施方針を策定しました。これらの方針により、ターミナルの段階的な民営化（第一段階は指定管理者制度、第二段階は貸付制度の導入）を図ることとし、一方で、平成 26 年 1 月には、特例港湾運営会社として、本市の出資法人である川崎臨港倉庫埠頭株式会社が指定されたため、同法人を指定管理者として指定し、平成 26 年 4 月からターミナルの運営が開始されました。

さらに、京浜港の港湾運営会社として、横浜市、川崎市（以下「市」という。）が先行して横浜川崎国際港湾株式会社（以下「YKIP」という。）を設立し、平成 28 年 3 月に国から港湾運営会社の指定を受けました。

その後、平成 28 年 3 月に市議会の議決を経て、横浜川崎国際港湾・川崎臨港倉庫埠頭共同事業体を指定管理者に指定し、平成 28 年 4 月から、横浜川崎国際港湾・川崎臨港倉庫埠頭共同事業体がターミナル運営を行っています。

また、平成 30 年 4 月には、指定管理者の自立的な経営努力を発揮させやすくし、利用者へのサービスが向上するよう、指定管理に利用料金納付金制を導入するとともに、指定管理の対象となる公の施設の範囲の拡大や、ポートセールス業務の新規位置づけ等、指定管理業務範囲の拡大を行い、現在に至っております。

この度、令和 5 年度中に全面供用開始予定の新規コンテナ関連施設を指定管理範囲に加え、引き続き施設の設置目的を効果的に達成しながら、安全かつ効率的な施設運営とさらなる質の向上とともに、カーボンニュートラルポート形成に寄与するターミナルの脱炭素化の推進を図るため、次のとおり次期の指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

(1) 全体名称

川崎港コンテナターミナル関連施設（以下「ターミナル関連施設」という。）

(2) 所在地

川崎市川崎区東扇島 82 番の内、83 番 1 の内、84 番の内、85 番の内、92 番地、93 番地

(3) 設置条例

川崎市港湾施設条例（昭和 22 年川崎市条例第 33 号。以下「条例」という。）

(4) 施設概要

	R5. 4. 1～R5. 9. 30	R5. 10. 1～（予定）
面積	288, 390 m ²	320, 160 m ²
ヤード	11, 186TEU	11, 186TEU
ガントリークレーン	定格過重 40. 6t×3 基	定格過重 40. 6t×3 基
トランスファークレーン	定格過重 40. 6t×6 基（随時更新予定）	定格過重 40. 6t×6 基（随時更新予定）
ゲート数	入口 3 ブース 出口 3 ブース （その他 4 ブースゲートあり）	入口 4 ブース 出口 6 ブース （その他 4 ブースゲートあり）
リーファー電源	261 基（整備工事に伴い変更可能性有）	261 基（整備工事に伴い変更可能性有）
管理棟	1 棟 5 階建	1 棟 5 階建
受変電棟	1 棟 2 階建	1 棟 2 階建
ゲートハウス事務所	1 棟 1 階建	1 棟 1 階建
作業員詰所	—	1 棟 1 階建
マリンハウス	1 棟 1 階建	1 棟 1 階建
バンパール	4, 830 TEU	6, 990TEU
全天候型検査場	一度に 18 本検査可能	一度に 18 本検査可能
メンテナンスショップ	1 棟（910 m ² ）	1 棟（910 m ² ）
シャシープール	※事務所付帯施設 ターミナル内 32 区画 ※駐車施設 ターミナル外（東京側） ：177 区画 ターミナル外（横浜側） ：80 区画（工事に伴い一部利用箇所変更あり）	※事務所附帯施設 ターミナル内 32 区画 ※駐車施設 ターミナル外（東京側） ：177 区画 ターミナル外（横浜側） ：81 区画

	トラクターヘッド置場 19 区画	トラクターヘッド置場 23 区画
(参考) 岸壁	水深－14m、バース延長 431 m、対象船 コンテナ船 50,000DWT 以下	水深－14m、バース延長 431 m、対象船 コンテナ船 50,000DWT 以下

※指定管理期間中に整備するものを含みます。詳細については、市に確認してください。なお、指定管理の対象となるターミナル関連施設は、「川崎港コンテナターミナル関連施設指定管理仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとします。

2 指定管理者が行う業務

指定管理者は、次の業務を行うこととします。業務の詳細については、別添の仕様書で示す内容及び水準の業務に従い、実施します。

- ア 施設の利用許可に関する業務
- イ 建物の保守管理、施設の軽易工事に関する業務
- ウ ポートセールスに関する業務
- エ その他の業務

3 指定予定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者の収支等

(1) 利用料金

利用料金の額は、条例で定める利用料金の額を上限に、市長の承認を得て、指定管理者が定めます。

(2) 利用料金承認の手続

- ア 本要領及び仕様書において、市から利用料金承認の考え方を提示します。
- イ 事業計画書、収支計画において指定管理者から利用料金設定の考え方を提示してください。
- ウ 民間活用事業者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）において事業計画書及び収支計画の妥当性について審議します。
- エ 選定評価委員会の審議結果について市議会に報告し、指定議案の審議にあわせて審議します。
- オ 基本協定及び年度協定を締結する段階で、選定評価委員会の審議結果に基づき、指定管理者から利用料金の承認申請を提出していただき、市長が承認を行います。
- カ 利用料金は、私債権の料金となり、また港湾の利用に必要な施設等に関する所定の料金となることから、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 12 条

第 1 項第 13 号の定めによる「川崎港港湾料率表」に掲載することになります。

(3) 利用料金承認の考え方

ア 国際コンテナ戦略港湾施策における「競争力強化」を図るためには、港湾コストが重要な要素であり、港湾コストの低減に向けた総合的施策が必要であることを踏まえ、港湾施設利用料金の設定をしてください。

イ ターミナルの競争力強化を図るとともに、新規航路の誘致・既存航路の維持拡大やコンテナ貨物集貨によりコンテナ取扱量の拡大に資するものとしてください。

ウ ターミナルの持続可能な経営を可能とするために、ターミナル利用者の経費負担、指定管理者の事業採算性確保、市の歳入確保を考慮した利用料金の設定をしてください。

エ 利用料金の設定にあたっては、現在の料金水準を考慮してください。また、効率的・効果的な施設運営やカーボンニュートラルポート形成促進に資するものとしてください。

(4) 指定管理者の収入

ア 利用料金収入

指定管理者が、利用者から徴収する利用料金については、指定管理者の収入とします。また、自動販売機の設置による収入、提案事業に伴う収入についても、指定管理者の収入とします。

イ 光熱水費負担金

港湾施設の利用料金に含まれない光熱水費は、利用者（市を除く。）の負担としているため、市が定める按分計算式により、利用者から徴収してください。

(5) 自主事業の収入

自主事業に伴う収入については、利用料金等の指定管理業務の収入に含まれず、自らの収入となります。

また、自主事業に要する経費は指定管理業務に要する経費（以下「指定管理経費」という。）に含めることはできず、指定管理者が自ら負担することとします。

(6) 利用料金の減額、免除

ア 条例第 14 条第 2 項において、「指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額又は免除することができる。」と規定しています。

イ さらに、川崎市港湾施設条例施行規則（昭和 32 年川崎市規則第 31 号。以下「規則」という。）第 4 条の 3 において、次のような基準を規定しています。

(ア) 国、地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体が、公用、公共用又は公益事業の用に供するため利用するとき。

(イ) 災害その他利用者の責めに帰すことのできない事由により、港湾施設の全部又は一部を利用することができないとき。

(ウ) 外国政府の船舶が親善訪問のため、岸壁等を利用するとき。

(エ) 市長が港湾の振興対策上必要があると認めるとき。

ウ 指定管理者は、利用者からの申請に基づき、上記基準に合致すると判断する場合には、利用料金を減額又は免除してください。

エ 「港湾の振興対策上必要があると認めるとき」という規定に関しては、市長との間で締結する協定書において、具体的な基準を定めて実施することとします。さらに、年度の途中において、その判断を行う場合には、別途協議することとします。

(7) 指定管理者の支出

指定管理業務に要する一切の経費は、指定管理者の収入で賄うものとし、原則として、市は指定管理に要する経費の支出は行わないものとします。ただし、市が実施する修繕にかかる費用等は除きます。また、災害等による大規模な損害や想定を超える物価変動などが生じた場合は、市と協議の上、対応を決定するものとします。

5 市への納付金

(1) 納付金の計算方法

毎年度、利用料金収入の一部を次のとおり、市へ納付金として納めていただきます。それ以外の剰余金は、原則として精算による納付を求めません。また、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合でも、原則として補てんは行いません。

ただし、災害等による大規模な損害や想定を超える物価の高騰等が発生した場合は、協議の上、対応を決定するものとします。

また、指定管理業務が、年度当初の計画通りに実施できずに想定以上に剰余額が生じたときなど、当初の協定金額どおりに納付することが合理的でない場合には、精算による納付を求める場合があります。

ア 固定納付金

ふ頭用地：利用形態に合わせた条例料金を適用します。(令和4年9月時点の条例料金と利用形態の場合、54,252,000円(年額・税抜き))

ただし、施設整備等により利用料金収入に変更があった場合は、市との協議の上で、納付額を変更することができるものとします。

イ 変動納付金

指定管理者の収入から、指定管理経費及び固定納付金を差し引いた金額に対して、協定書で締結された変動納付金割合を乗じたものを変動納付金とし、固定納付金と併せて市に納付してもらいます。変動納付金の割合は、90%以

上とし、事業計画書において提案してください。

なお、指定管理業務については、区分経理を行い、必要な会計帳簿等を作成しておくこととします。

また、納付金の精算に当たっては、会社法その他関係法令に基づき、計算等を行ってください。必要に応じて検査や監査を行うことがあります。

(2) 納付金の納付方法

納付金は、年度協定書で定めた金額を4分割し、四半期ごとに市へ納付してもらいます。支払期限は、市との協議の上、決定することとします。なお、第4四半期のみ、年間の変動納付金を計算し金額を確定した上で、精算金額を納付してもらいます。詳細については、協定書で定めます。

6 申請資格

申請ができる者は、京浜港の港湾運営会社の指定を受けた株式会社、又は当該株式会社が港湾施設の運営に実績のある者と結成する共同事業体のいずれかとなります。ただし、当該株式会社（共同事業体による申請の場合は、構成員の全ての者。ただし、下記（7）については、共同事業体として共有の規定でも構わない。）が、次の条件を満たしている場合に限りです。

- (1) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有する者又は破産者で復権を得ている者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第6号）第167条の4第2項の規定により市における一般競争入札の参加を制限されていない者
- (3) 市から指名停止措置を受けていない者
- (4) 団体又はその代表者が地方税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしていない者
- (6) 団体又はその代表者が市と神奈川県警察との間で締結する「指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書」において排除措置の対象者とされていない者

※排除措置の対象となる場合

- ・法人等の役員等経営に関与する者（以下「役員等」という。）に、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）が含まれている場合
- ・法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等を使用している場合
- ・法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を供与している場合
- ・法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な交際をしている場合
- ・法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等が実質的に支配している法人そ

の他の団体を利用している場合

- (7) コンプライアンスに関する規程（行動指針や推進体制等、コンプライアンスの取組に関する基本事項を定めたもの）を有している者

7 申請の手続き

(1) スケジュール予定

内 容	日 付
募集の告示	令和4年9月7日（水）
申請書類の市ホームページへの掲載	令和4年9月7日（水）～ 令和4年10月7日（金）
申請要領等に関する質問の受付	令和4年9月12日（月）～ 令和4年9月14日（水）
申請要領等に関する質問への回答	令和4年9月20日（火）（予定）
申請書類の受付	令和4年10月3日（月）～ 令和4年10月7日（金） （午前9時から午後5時まで）
民間活用事業者選定評価委員会による審査	令和4年10月21日（金）予定
指定管理予定者の決定	令和4年10月（予定）
選定結果の通知	令和4年11月（予定）
指定管理者の指定	令和4年12月議会の議決による
協定の締結	令和5年1月（予定）
指定管理業務の開始	令和5年4月1日（土）

(2) 申請に関する質問事項の受付及び回答

申請事項の内容等に関する質問については、次により受け付けます。

ア 受付期間：令和4年9月12日（月）～令和4年9月14日（水）
午後5時まで

イ 受付方法：質問書（様式 8）により事務局の電子メール宛てに送付してください（電話、FAX、来訪による質問には回答しません）。
電子メール送信の際には、件名を「指定管理者申請質問事項」としてください。

事務局電子メール：58kouei@city.kawasaki.jp

なお、受付期間を過ぎた質問については受け付けませんので御注意ください。

ウ 回答方法：質問及び回答については、令和4年9月20日（火）（予定）に質問者に電子メールで送付します。

(3) 申請書類の受付期間

令和4年10月3日（月）～令和4年10月7日（金）

(午前 9 時から午後 5 時まで)

(4) 受付場所

川崎市川崎区東扇島 38 番地 1 (川崎市港湾振興会館業務棟 4 階)

川崎市港湾局川崎港管理センター港営課

※郵送による提出の場合は、10 月 7 日 (金) 午前中必着

郵送後、電話にて郵送で送った旨を連絡してください。

(5) 申請書類の提出

正本 1 部、副本 10 部 (複写可) を提出してください。なお、書類は原則として A 4 判で作成するものとし、ページ番号を振ってください。

併せて様式類など、Word、Excel で作成したデータを CD-R で提出してください。

(6) 費用の負担

申請に要する経費は、申請者の負担とします。

8 申請のための提出書類

(1) 申請書類

ア 川崎港コンテナターミナル関連施設指定管理申請書 (様式 1)

イ 法人等の概要書 (現に行っている業務の概要を記載した書類) (様式 2)

ウ 指定予定期間に属する各年度の港湾施設の管理に係る事業計画書 (様式 3) 及び収支計画書 (様式 4)

エ 定款 (申請時最新のもの)

オ 登記事項証明書 (申請時より 3 か月以内に発行されたもの)

カ 提出日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び活動予算書又は収支予算書

キ 役員の名簿及び履歴書

ク 川崎港コンテナターミナル関連施設運営事業に係る組織及び運営事業に関する事項を記載した書類

ケ 指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報の外部提供同意書 (様式 5)

コ 誓約書 (様式 6)

サ コンプライアンス (法令順守) に関する申告書 (様式 7)

※過去 2 年間に次のような事由があった場合には具体的な内容を記載し、該当事由がない場合は、その旨を記載し提出してください。

(ア) 市からの指名停止に該当する事由があった場合

(川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に規定する措置要件への該当の有無で判断)

(イ) 法人・団体に次の事由があった場合

労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号)、不正競争防止法 (平成 5 年法

律第 47 号)、特定の業種の営業について特別の定めを置く法律(食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)、警備業法(昭和 47 年法律第 117 号)等(いわゆる「業法」))、その他の法令の違反により、公訴を提起され、又は、行政庁による監督処分がなされた場合

(ウ) 法人・団体の役員又はその使用人による次の事由があった場合

業務上の贈賄、横領、窃取、詐取、器物損壊その他の設置・運営法人としての健全かつ適切な運営に重大な支障を来す行為、又はそのおそれがある行為があった場合

※決定結果に関する通知が到達するまでの間は、本件提案に係る提出書類の提出後であっても、上記(ア)～(ウ)の事由が生じた場合は、速やかに書面にて報告してください。事由によっては再審査を行う場合があります。

シ コンプライアンスに関する規程(行動指針や推進体制等、コンプライアンスの取組に関する基本事項を定めたもの)

ス 財務分析に必要な書類

(ア) 直近 3 期分の損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表

(イ) 直近 3 期分の貸借対照表

(ウ) 直近 3 期分の財産目録

(エ) 直近 3 期分の監査報告書

(オ) 直近 2 年分の納税証明書(市民税(法人)納税証明書、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)納税証明書、消費税及び地方消費税等の納税証明書)

(カ) 申請日前 1 月以内の預金残高証明書

(キ) 債務状況自己申告書

(ク) その他、申請団体の経理状況の審査に必要と認められる書類

セ その他市長が必要と認める書類

(2) 留意事項

ア 提出書類等の取扱い

(ア) 提出書類の著作権は原則として申請者に帰属します。ただし、市は、必要な場合には、申請者と協議の上、申請書類等の内容が無償で使用するものとします。

(イ) 提出書類について、市民等から開示請求があった場合は、川崎市情報公開条例(平成 13 年川崎市条例第 1 号)の規定に基づき、開示等をするものとします。

(ウ) 提出書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。

(エ) 選定された法人の提案内容については、市が公表できるものとします。

イ 虚偽の記載をした場合の取扱い

申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

ウ 選定評価委員会の委員との接触の禁止

施設の管理運営主体の審査等を行う選定評価委員会に対し、本件提案に

についての接触を禁止します。接触事実が認められた場合には、失格となることがあります。

9 選定

(1) 選定方法

指定管理者の選定に当たって、申請者によるプレゼンテーションを実施します。外部のみの学識経験者等からなる選定評価委員会が、申請者から提出された事業計画書等及び提案内容のプレゼンテーションに基づき審査を行い、その審査結果を参考に、市長が指定管理者の最終決定を行います。その後、議会の議決を経て指定管理者を指定します。

なお、プレゼンテーションは、選定評価委員会の中で実施します。また、選定評価委員会での審査は、次の審査の視点を踏まえ、申請者の施設運営能力を多面的に把握して行います。

審査の視点

明確性	適切な用語・表現を用いて、分かりやすく論理的に説明されていること。
魅力度	提案内容が魅力的又は妥当なものであること。
具体性	抽象的でなく具体的・客観的な提案となっていること。
実現性	提案内容を確実に実施できることが論証されていること。
独自性	申請者の特長を活かした提案内容となっていること。
一貫性	提案内容全体が統一されていること。

(2) 選定基準

選定基準と配点は、次のとおりです。

(配点：合計 100 点。最低得点ライン：指定管理予定者に決定できる下限の合計得点ラインは 6 割以上であること。)

川崎港コンテナターミナル関連施設指定管理者選定基準

選定項目	配点
1 事業計画に関して事業目的の達成とサービス向上への取組について	
(1) 川崎港コンテナターミナル関連施設の管理運営や施設維持管理の考え方	15
(2) 川崎港コンテナターミナルへの集貨や取扱量の増加に向けた取組	10
(3) 川崎港コンテナターミナル関連施設の脱炭素化に向けた取組	5
(4) 新規コンテナ関連施設の効率的・効果的な運営に向けた取組	5
(5) 港湾関係者や他港との連携・協働等への考え方	5
(6) 組織・職員体制	4
(7) 人材育成の考え方	5

小計 4 9	
2 事業計画に関して事業の安定性・継続性の確保への取組について	
(1) モニタリングについての考え方、主体的な業務改善に向けた具体的な取組	3
(2) 危機管理、安全・衛生管理の状況	7
小計 1 0	
3 事業経営計画（収支計画）と利用料金設定の考え方について	
(1) 施設の管理運営の収支計画や見込の妥当性	1 0
(2) 施設管理におけるコスト削減の考え方	5
(3) 取扱貨物量増加に向けた利用料金設定の考え方	1 0
小計 2 5	
4 申請者についての評価	
(1) 申請者の経営状況の評価	5
(2) 事業や施設等の管理能力、専門性の有無、同種事業の運営実績	5
小計 1 0	
5 申請者の取組に関する事項	
(1) 環境など社会問題に対する認識や具体的な取組	3
(2) コンプライアンスや個人情報保護への認識や具体的な取組	3
小計 6	
合計 1 0 0	

※指定管理業務の現指定期間における毎年度の評価結果を、次期選定時の評価に反映します。毎年度の評価結果の「評価ランク」ごとに定める「実績反映」の割合を合計し、その合計を評価を受けた年数で除して得られる平均割合を、選定時の総配点に乗じて得られる点を「実績評価点」として加減点します。

(3) 選定手続

ア 資格審査

申請資格について審査します。

イ 書類審査

申請書類の内容について審査します。

ウ プレゼンテーション及び質疑

(ア) 実施日時 令和4年10月21日（金）予定 午前10時から約2時間程度（詳細な日時については、別途申請者あてお知らせします。）

(イ) 実施場所 川崎市役所第3庁舎11階会議室
住所：川崎市川崎区東田町5番地4

(ウ) 実施方法 申請者から選定評価委員会に対し、事業提案説明を行っていただきます。その後、選定評価委員会が、申請者に対し

申請書類の内容などについて質疑を行います。

(4) 指定管理予定者の選定結果の通知・公表

選定結果については、申請者に対して通知するとともに、市ホームページにおいて公表します。

(5) 指定管理予定者について

次の場合に該当したときは、再度選定の手続きを行うこととし、詳細については別途協議するものとします。

ア 指定管理者に指定することが不適当と認められる事情が生じたとき。

イ 協定の締結に向けた協議が整わないと認められるとき。

10 モニタリング及び評価

指定管理者によるセルフモニタリング（自己評価）を義務づけています。また、市がモニタリング及び評価を実施します。

(1) 指定管理者によるセルフモニタリング

セルフモニタリングは、実施計画書に基づく業務遂行に当たり、仕様書に定められた業務を確実に履行していることを自ら確認するために、適切に業務記録を作成し、分析・自己評価するものです。指定管理者は、サービスの質の確保やサービスの改善のため、利用者への調査を実施するなど、提供するサービスの評価を収集・分析し、定期的な自己評価を実施してください。また、これにより得られた結果について、年度ごとに事業報告書に記載し、次年度の業務に反映させるものとします。

(2) 市によるモニタリングの実施

仕様書等に定める業務内容が確実に履行されているか確認するために、市は、指定管理者に報告書の提出を求めて内容をチェックするとともに、施設の維持管理状況やサービスの質など報告書だけでは確認できない事項については、実地調査やスタッフへのヒアリング等により確認します。モニタリングの結果、仕様書等に定めた業務を履行しない、あるいは求める基準を満たしていないと確認できる場合は、市は指定管理者に対して改善を指示し、サービスの回復を図ります。

(3) 事業報告書の提出

指定管理者は、毎年度の事業終了後 30 日以内に、事業報告書及び事業報告書に付随する資料を作成し提出しなければなりません。事業報告書に記載すべき事項は、概ね次のとおりです。

なお、詳細は市と指定管理者との協議により決定するものとします。

ア 施設等の利用実績

- イ 業務の実施実績
- ウ 利用者からの意見の把握結果及び対応状況
- エ 個人情報保護等の取組
- オ 業務に要した経費等の収支状況
- カ 業務の実施結果に対する自己評価
- キ その他必要と認めるもの

(4) 市による評価の実施

市は、指定管理者から提出された事業報告書を基に、事業の適切な実施とその成果を確認し、事業目的の達成度や事業による効果について評価を行うとともに、その成果を公表します。

(5) 業務の基準を満たしていない場合の措置

評価の結果、指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務などにおいて、基準を満たしていないと判断した場合、市は速やかに改善措置を講ずる等の指導を行います。改善指導をしたにもかかわらず、不具合が解消されない、又は解消の見込みがない場合には、業務の一部又は全部の停止や指定取消等の措置を講じることがあります。

(6) 実績評価の反映

指定管理業務の各年度における評価結果を次期選定時の評価に反映します。反映の方法は、毎年度の評価結果の評価ランクごとに定める実績反映(+10%から-10%)の割合を合計し、その合計を、評価を受けた年数で除して得られる平均割合を、選定時の総得点の乗じて得られる点を選定時に実績評価点として加減点します。

11 指定管理業務に係る協定の締結

議会の議決により指定管理予定者が指定管理者として指定された後、市は、指定管理予定者と仕様書や提案書に沿って協議を行い、協議成立後、指定期間中の包括的な事項を定める基本協定及び各年度の実施事項を定める年度協定を締結します。

なお、協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議します。

12 市と指定管理者のリスク分担に関すること

市と指定管理者のリスク分担は、仕様書に添付の「川崎港コンテナターミナル関連施設指定管理リスク分担表」のとおりとします。ただし、リスク分担表に定める事項で疑義がある場合又は定めのないリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、リスク分担を決定します。

13 指定管理開始に係る準備

指定管理者は、指定管理の始期（令和 5 年 4 月 1 日）から円滑に事業が実施できるよう、議会での議決後、速やかに事業運営の準備を開始するものとします。事業運営の準備に関する期間、日程及びその方法等については、市及び指定管理予定者が協議して定めます。

なお、指定の取消等により、次期指定管理者等に業務を引き継ぐ場合は、円滑な引き継ぎを実施するとともに、費用が発生した場合はすべて指定管理者の負担とします。

14 指定管理者の継続が困難になった場合の措置

指定管理者の責めに帰す事由により業務の継続が困難となった場合において、利用者へのサービスの提供の継続を必要とするときは、新たな指定管理者を指定するまでの間、指定管理者は、市の監督の下で、業務を継続する義務があります。

これが困難な場合は、市が別の事業者を指名して事業を実施します。この場合の経費については、指定管理者の負担とします。

15 業務の委託（業務の一括委託の禁止）

指定管理者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができますが、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。また、業務を委託等する場合には、市内業者（市内に本社を有する業者。以下同じ）の育成及び市内経済の活性化を図るため、市内業者を優先して活用するよう努めるものとします。

なお、委託業務の内容については、市と別途協議して定めるものとします。

16 事業所税等

指定管理者は、会社等の法人に係る法人市民税、事業者が行う事業に係る事業所税等の市税については、課税の対象となり納税義務者となる場合があります。詳しくは、財政局かわさき市税事務所法人課税課（044-200-3965）へお問い合わせください。

なお、国税については所轄税務署、県税については所轄県税事務所へお問い合わせください。

17 留意事項

（１）備品等の管理

市が指定管理者に貸与する物品については、川崎市物品会計規則（昭和 39 年川崎市規則第 32 号）第 6 条及び第 11 条の規定に基づき適切に管理する必要があります。

（２）情報公開・個人情報保護について

指定管理者は、川崎市情報公開条例（平成 13 年川崎市条例 1 号）及び川崎市個人情報保護条例（昭和 60 年川崎市条例第 26 号）を遵守するものとします。

（３）情報セキュリティについて

川崎市情報セキュリティ基準を遵守するものとします。

指定管理者は、指定管理業務の遂行に当たり、知り得た秘密を外部に漏らし、又は当該業務以外の目的で使用してはいけません。指定管理者でなくなった後も、同様とします。また、市は、必要に応じ、指定管理者が実施する情報セキュリティ対策について確認を行うことがあります。

（４）行政手続の準用について

指定管理者は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）及び川崎市行政手続条例（平成 7 年川崎市条例第 37 号）における行政庁にあたることから、同法及び同条例の規定の適用を受けることになります。

（５）関係法令の遵守

指定管理業務に当たっては、次の関連する法令等を遵守することとします。

- ア 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）、同施行令（昭和 26 年政令第 4 号）及び同施行規則（昭和 26 年運輸省令第 98 号）
- イ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び同施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- ウ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- エ 港湾労働法（昭和 63 年法律第 40 号）
- オ 川崎市港湾施設条例（昭和 22 年川崎市条例第 33 号）、同施行規則（昭和 32 年川崎市規則第 31 号）
- カ 川崎市情報公開条例（平成 13 年川崎市条例第 1 号）、同施行規則（平成 13 年川崎市規則第 11 号）
- キ 川崎市個人情報保護条例（昭和 60 年川崎市条例第 26 号）、同施行規則（昭和 60 年川崎市規則第 94 号）
- ク 川崎市行政手続条例（平成 7 年川崎市条例第 37 号）、同施行規則（平成 7 年川崎市規則第 88 号）
- ケ 川崎市金銭会計規則（昭和 39 年川崎市規則第 31 号）、川崎市物品会計規則（昭和 39 年川崎市規則第 32 号）
- コ 施設維持、設備保守点検に関する法令
- サ 工事に関する法令
- シ 別に定める川崎市の方針等
- ス その他関連法令等

（６）作業報酬の支払いについての規定

本業務は、川崎市契約条例（昭和 39 年川崎市条例第 14 号）に規定された「特定契約制度」の対象となることから、市と指定管理者が締結する協定書には、作業報酬に関する規定を設けるものとします。

（7）適格請求書等保存方式への対応について

指定管理者は、利用料金を収受する場合、適格請求書等保存方式へ対応することとし、令和 5 年 3 月 31 日までに適格請求書発行事業者として登録されていることを必要とします。

18 問合せ先（事務局）

- ア 住所 〒210-0869 川崎市川崎区東扇島 38 番地 1
(川崎市港湾振興会館業務棟 4 階)
- イ 担当部署 川崎市港湾局川崎港管理センター港営課
(担当 岩切、佐竹、佐藤)
- ウ 電話番号 044-287-6028
- エ F A X 番号 044-287-6038
- オ 電子メール 58kouei@city.kawasaki.jp

川崎港コンテナターミナル関連施設指定管理申請書

年 月 日

(宛先)

川 崎 市 長

(申請者)

商号・名称

所 在 地

代表者名

担当者名

連絡先電話

F A X

電子メール

(※共同事業体による申請の場合は構成員の連名とする。)

川崎港コンテナターミナル関連施設の指定管理者の指定を受けたいので、川崎市港湾施設条例第2条の2第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

法人等の概要書

(年 月現在)

ふりがな 法人等名				
所 在 地	〒	電話番号		
代 表 者		F A X 番号		
設立年月日				
沿 革				
業務内容				
主な実績				
財政状況 (過去3年間について記入してください。)	年 度	年度	年度	年度
	総収入			
	総支出			
	当期損益			
	累積損益			
連絡担当者	氏名 所属 電話 F A X E メール			

川崎港コンテナターミナル関連施設事業計画書について

川崎港コンテナターミナル関連施設における事業計画について、「川崎港コンテナターミナル関連施設指定管理者申請要領」及び「川崎港コンテナターミナル関連施設指定管理仕様書」に基づき、次の各項目について様式3により、指定管理者としてどのような事業を実施していくのか提案してください。

1 管理運営の基本的な考え方

2 事業目的達成とサービス向上への取組

- (1) 川崎港コンテナターミナル関連施設の管理運営・施設維持管理の方策
- (2) 川崎港コンテナターミナルへの貨物集貨や取扱量の増加に向けた方策
- (3) 川崎港コンテナターミナル関連施設の脱炭素化に向けた方策
- (4) 新規コンテナ関連施設の効率的・効果的な運営方策※
- (5) 港湾関係者や他港との連携・協働等の方策
- (6) 業務執行のための組織・職員・勤務体制
- (7) 人材育成の方策

※令和5年4月1日施行予定の条例料金の改正等に関する緩和措置などの提案を含みます。

3 事業の安定性・継続性の確保への取組

- (1) モニタリングと業務改善に向けた取組
- (2) 危機管理や安全・衛生管理の方策

4 事業経営計画と管理経費縮減等への取組

- (1) 施設管理運営の収支計画
- (2) 施設運営におけるコスト削減の方策
- (3) 市への納付金の考え方

5 申請者の経営状況等

- (1) 申請者の経営・財務状況
- (2) 施設を管理運営する能力及び実績等

6 環境やコンプライアンスの考え方

- (1) 環境など社会問題に対する認識や具体的な取組
- (2) コンプライアンスや個人情報保護への認識や具体的な取組

川崎港コンテナターミナル関連施設事業計画書

(項目)

川崎港コンテナターミナル関連施設収支計画書 (単位：千円)

(1) 指定管理収入

項 目	主 な 用 途	年度	年度	年度	計	摘 要
利用料金収入						
その他収入						
合 計						

(2) 指定管理支出

項 目	主 な 用 途	年度	年度	年度	計	摘 要
人件費						
指定管理人件費						
本社人件費						
旅費交通費						
管理運営費						
業務委託料						
役務費						
水道光熱費						
施設管理工事請負費						
その他経費						
合 計						

(3) 納付金

項 目	年度	年度	年度	計	摘 要
固定納付金					
変動納付金					変動納付金割合 %
小 計					
消費税相当額					
合 計					

(4) 自主事業他収入

項 目	主 な 用 途	年度	年度	年度	計	摘 要
収入						
合 計						

(5) 自主事業他支出

項 目	主 な 用 途	年度	年度	年度	計	摘 要
支出						
合 計						

注 1 (1) 指定管理収入及び(2) 指定管理支出については、消費税及び地方消費税を抜いた金額を記載してください。

注 2 年度間で金額に増減がある場合や特記すべきことがあれば、別紙(任意様式)を作成し、提出してください。

指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく
個人情報の外部提供同意書

(宛先)

川 崎 市 長

指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書に基づき、次の個人情報を神奈川県警察へ提供することに同意します。

(同意者)

商号・名称

所 在 地

職・氏 名

(※役職) (※氏名) 印

(※役職) (※氏名) 印

(※役職) (※氏名) 印

商号又は名称					
代表者					
所在地					
役員等	役職名	ふりがな 氏 名	性別	生年月日	現住所
備考					

誓約書

年 月 日

(宛先)

川 崎 市 長

商号・名称

所 在 地

代 表 者 名

印

指定管理者指定申請を行うにあたり、以下の事項に反する事実がなく、虚偽の申請をしないことを誓います。

- 1 川崎市から指名停止処分を受けていないこと。
- 2 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- 3 直近3年間、法人税、本店所在地の市町村民税、消費税及び地方消費税を完納し滞納がないこと。
- 4 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立をしていないこと。または民事再生法に基づく再生手続きの開始の申立をしていないこと。
- 5 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員との関係を有していないこと。
- 6 申請事項に間違いがないこと。

コンプライアンス（法令遵守）に関する申告書

年 月 日

（申告先）

川 崎 市 長

法人（団体）名

所 在 地

代 表 者 名

印

コンプライアンス（法令遵守）について、次のとおり申告します。
（該当する番号を○で囲むこと。）

- 1 該当事由なし
- 2 該当事由あり （※ 過去 2 年間に下記①～③に該当する事由があった場合）

該当する事由について具体的に記載してください。

- ① 市からの指名停止に該当する事由があった場合
- ② 法人（団体）に次の事由があった場合
労働基準法、不正競争防止法、特定の業種の営業について特別の定めを置く法律（食品衛生法、警備業法等（いわゆる「業法」））その他の法令違反により、公訴を提起され、又は、行政庁による監督処分がなされた。
- ③ 法人（団体）の役員又はその使用人による次の事由があった場合
業務上の贈賄、横領、窃取、詐取、器物損壊その他の指定管理者としての業務の健全かつ適切な運営に重大な支障を来たす行為又はそのおそれがある行為があった。

※ 選定結果に関する通知が到達するまでの間は、本件提案に係る提出書類の提出後であっても、上記①～③の事由が生じた場合には、速やかに市に書面で提出してください。事由によっては、再審査を行う場合があります。

質問書

年 月 日

(宛先)

川 崎 市 長

商号・名称

所 在 地

代 表 者 名

担当者職・氏名	
電 話 番 号	
メールアドレス	
質 問 件 名	
質 問 内 容	

※回答に記載されたメールアドレス宛に、添付ファイルを送信します。
 複数のアドレスへの送信を希望する場合は、5つまでとします。